

戦没者などのご遺族の方に特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受けられない場合に、第10回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

請求期限 平成30年4月2日(月)

対象 次の順位でご遺族1人

- ① 弔慰金の受給権者
- ② 戦没者などの子ども
- ③ 戦没者などと生計関係を有していた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ④ 死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた戦没者などの三親等内の親族

問い合わせ 社会福祉G

(☎051911)

国民年金保険料の控除証明書について

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。確定申告などで社会保険料控

除の適用を受けるには、日本年金機構が発行する『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』または『領収書』の添付が必要です。

○社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付時期

- ・平成28年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付した方：平成28年11月上旬に日本年金機構から発送済み
- ・平成28年10月1日から12月31日までに初めて国民年金保険料を納付した方：平成29年2月上旬に日本年金機構から発送

※11月に送付された場合は、翌年2月には送付されません。

○平成28年に国民年金保険料を2年前納した方の社会保険料(国民年金保険料)控除について

- ・2年前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、次の方法のいずれかのみを選択することができます。
- ・全額を納めた年に控除
- ・各年分の保険料に相当する額を各年に控除

※詳しくは問い合わせください。
問い合わせ 室蘭年金事務所

(☎247104)



所得税・復興特別所得税の確定申告、市・道民税申告を忘れずに

- ▶ **申告期間** 2月16日(木)～3月15日(水)
- ▶ **受付場所・日時**
- ・ 税務署受け付け (確定申告)

場所	日時
室蘭税務署 室蘭地方合同庁舎2階	2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く) 9時～17時

- ・ 登別市受け付け (確定申告、市・道民税申告)

場所	日時
市役所本庁舎3階第1会議室	3月15日(水)まで (土・日曜日を除く)
市役所本庁舎1階6番窓口	2月19日(日)・26日(日) (休日申告)
鷺別公民館	2月20日(月)～22日(水)
登別温泉ふれあいセンター	2月24日(金)
婦人センター	2月27日(月)・28日(火)

9時～11時30分
13時～16時30分
※事業所得などの確定申告は受け付けしません。

- ▶ **持ち物** 印鑑(シャチハタ不可)、マイナンバーカード(個人番号カード)または番号確認書類と身元確認書類、前年の収入金額を証明する書類(原本)、障害者手帳など

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の番号確認書類と身元確認書類が1つずつ必要です。

<p>番号確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー通知カード ・ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限る) 	+	<p>身元確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 公的医療保険の被保険者証 ・ 障害者手帳 ・ 在留カード <p>などのうちいずれか1つ</p>
---	---	--

※マイナンバーカードをお持ちの方は表裏両面の写しを、お持ちでない方は番号確認書類と身元確認書類それぞれの写しを事前にご用意ください。

※納税者以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについても記載が必要となるため、マイナンバーがわかるものを持参してください。

- ▶ **問い合わせ** 税務グループ (☎051155)、室蘭税務署 (☎24151)